

社会との調和

営業車の使用見直し（東京都環境局との協働）

製薬協では、東京都が打ち出している地球温暖化対策への協力の一環として、東京都が進めているより少ないエネルギー消費で快適な都市生活ができる都市モデルへの転換策の一つである、営業車の使用見直しによる走行距離および燃料使用量の削減に向けた改善活動に取り組みました。

今回の活動は、東京都が進めるモデル都市への転換に際して、課題を抽出することが主な目的であり、この取り組みを通じて、都市における過度に車に依存しない営業スタイルへの転換について、製薬業界自体が真剣に考える契機となったと考えています。

日本製薬団体連合会との連携

■日本製薬団体連合会の取り組み

日本製薬団体連合会（日薬連）は、医療用医薬品、OTC医薬品などの製薬業界全体にかかわる環境課題のうち、社会的、国際的な取り組み要請が年々厳しくなりつつある地球温暖化対策と廃棄物の削減・適正処理を主なテーマとして取り上げ、2007年10月に環境委員会を設置しました。

環境委員会は、日本製薬工業協会（製薬協）をはじめ、日本ジェネリック製薬協会（ジェネリック薬協）、日本OTC医薬品協会

（OTC薬協）から推薦された委員から構成し、定期的な委員会の開催を通じて、医薬品業界全体にかかわる課題への対応、他の業界団体や国の施策への協働などをテーマに、医薬品業界を横断した総合的な検討を進めています。



日薬連環境委員会

委員長 竹縄 誠之 氏

地球温暖化対策への取り組み

経団連環境自主行動計画（温暖化対策編）に連動し、1997年より日薬連、製薬協が協働で自主行動計画フォローアップ（医薬品業界が自主的に二酸化炭素の削減量に数値目標を設定して取り組む活動）に参加しています。2006年度の参加企業は製薬協傘下企業を主体に一部のOTC薬協傘下の企業を合わせて66社が自主行動計画に参加していましたが、2007年度には、さらにジェネリック薬協にも広く自主行動計画への参加を働きかけ、参加企業は97社となりました。

地球温暖化対策に対する国際的な合意、国内法令改正、社会的な要請あるいは、温室効果ガス削減の補完的な手段としての経済的手段の整備などが進むなか、まさに企業における地球温暖化対策は待たなしの状況にあり、今後は二酸化炭素の排出削減を経営指標に格上げした取り組みが求められていることを強く認識する必要があると考えています。

●2007年度実績

2007年度の実績は、目標から約61万トン（35%）増加しており、目標達成は極めて難しい状況にあります。

製薬業界の目標:2010年度（2008年度から2012年度の平均値）のCO₂排出量を1990年度レベル以下に抑制する。

●国による調査・検証

2007年度には、業界団体の自主行動計画に対する国による厳格な調査と検証を実施することが閣議決定され、2008年

1月末に、厚生労働省・フォローアップ会議による第1回目の調査・検証が行われました。フォローアップ会議からは、行動計画の達成は非常に困難な状況にあるものの、目標に向けた継続的な努力が強く要請されました。

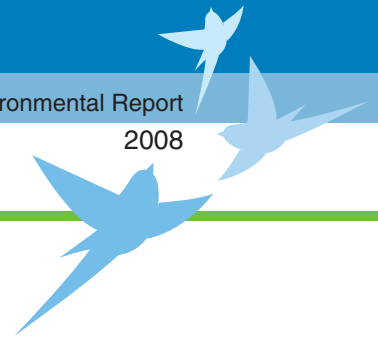
●今後の取り組み

今後も、製薬協、ジェネリック薬協、OTC薬協による協力体制を強化するとともに、省エネルギー対策技術、エネルギー管理手法等の情報共有を進めるなど、自主行動計画達成に向けた取り組みをさらに推進していきたいと考えています。

廃棄物削減への取り組み

経団連環境自主行動計画（循環型社会形成編）に参加し、温暖化対策編と同様に、日薬連、製薬協が協働で自主行動計画フォローアップ（廃棄物の削減、リサイクルに目標を設定）に参加しています。自主行動計画では「廃棄物発生量」、「廃棄物最終処分量」および「廃棄物最終処分率」の3項目に削減目標を設定し、これを達成するために、廃棄物発生量の削減対策、再資源化と適正処理の推進を行政および専門業者との連携で取り組むための情報共有や情報提供を行っています。

また、医薬品の使用に伴う医療系一般廃棄物対策については、在宅医療や外来治療等により一般家庭で発生する廃棄物の適正処理の一助として、製造販売者の立場からの情報面での関与について調査検討を行っています。



■日本ジェネリック製薬協会の取り組み

日本ジェネリック製薬協会(ジェネリック薬協)は、日本製薬団体連合会(日薬連)に環境委員会が設置されたのを受け、2007年12月に環境委員会を設置しました。

環境委員会設置後、参加会社を募ったところ、ジェネリック薬協加盟41社(現在44社)中20社(現在21社)が、環境委員会に参加登録しています。日薬連環境委員会へはジェネリック薬協加盟会社より2名が委員として予め参加し、省エネ・地球温暖化防止対策に関する日薬連環境委員会・日本製薬工業協

会(以下、製薬協)の取り組み、製薬団体をとり巻く環境、世間の状況について現状把握に努めました。このような準備期間の後、第一回目の環境委員会が、2008年2月5日に開催されています。2007年度のジェネリック薬協環境委員会の活動内容は次の通りです。



ジェネリック薬協 環境委員会
委員長 岩田 大二氏

●第一回ジェネリック薬協環境委員会の開催

冒頭、長野理事長から環境委員会設立の趣旨説明があり、その後、委員長・副委員長を選出、組織体制構築を図った上で、次の内容につき報告し討議した。

次年度方針(タタキ台)の検討

- ジェネリック薬協加盟会社のエネルギー使用状況把握
- 啓発活動の実施(セミナー、自己研鑽、相互啓発、等)

省エネセミナーへの参加要請

日薬連主催の省エネセミナー等への積極的な参加を要請した。

日薬連環境委員会報告

日薬連環境委員会(準備委員会を含め、3回分)の資料配布並びに内容報告を行い、世間並びに医薬品業界の現状を認識するように努めた。

●エネルギー管理指定工場数調査

ジェネリック薬協加盟会社のエネルギー管理指定工場をアンケートにより把握した。

●日薬連主催「第1回省エネルギー・地球温暖化対策セミナー」参加

委員会での呼びかけにより、約30名が本セミナーへ参加した。

日薬連、製薬協、OTC薬協との協力関係のもと、次年度以降の活動に弾みをつけていきたいと考えています。

医薬品の環境リスク評価への取り組み



医薬品評価委員会
基礎研究部会環境影響評価
タスクフォース

東 泰好 氏

近年、河川等の自然環境および水道水中に検出される医薬品について関心が持たれています。私たち日本製薬工業協会では、業界の社会的責任という観点から、また、政策提言を視野に入れた規制のあり方の検討という観点から、平成15年以来、医薬品評価委員会基礎研究部会環境影響評価タスクフォースを中心に、この問題に真剣に取り組んでいます。

既に医薬品の環境影響を評価するためのガイドラインが制定され、新薬の承認申請の際に有効性や安全性のデータと併せて環境影響評価のデータを提示することが義務化されている欧米に倣い、わが国でも同様のガイドラインの策定が予想されます。厚生労働省「医薬品の環境影響評価法に関する研究班」は、2008年3月末までの3年間の活動成果を報告書としてまとめました。明確なタイムラインは示されておりませんが、数年以内にこの報告書を参考にして作成されたガイドライン案が示されるものと思われます。

基礎研究部会環境影響評価タスクフォースでは、厚生労働省の研究班活動に参画しガイドライン策定にむけた作業をサポートするとともに、パブリックコメントの提出に備え情報共有と意見交換を推進する目的で、各種関連学会への参加、国内・海外専門家を招いてのセミナーの開催、専門誌への論文寄稿¹⁾、PhRMA(米国製薬協)環境影響評価分科会への参加等、種々の活動を積極的に展開しています。

How Do Pharmaceuticals Reach The Environment ?



【引用】 1) 東泰好：医薬品の環境影響と製薬業界の取り組み、用水と廃水、50、621-627(2008)

排出権取引の現状と企業での活用

低炭素社会に向けた国内外の動き



三菱UFJ信託銀行
フロンティア戦略企画部環境室

相 幸子 氏

世界全体の温室効果ガス排出量が吸収量の約2倍という状況下、「低炭素社会実現」に向け国内外でさまざまな動きがある。洞爺湖サミットでは、排出量半減の長期ビジョンが共有され、欧米主要国もそれを上回る長期目標を発表している。また、排出量削減への取り組み自体が、政権、政策や投資における新たな“判断基準”

として適用される動きも始まっている。

日本国内においても、今年6月9日の「福田ビジョン」を踏まえた「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年7月29日閣議決定）に

おいて、2050年までに現状比で温室効果ガスを60～80%削減するという長期目標を掲げ、その実現に向けて様々な施策が発表されている。そこでは、「国全体を低炭素化へ動かす仕組み」として、「国内排出量取引」「排出量等の見える化（カーボン・フットプリント）」等が提示され、実行に移されてきているが、直近の動きとしては、「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」が10月21日に発表された。

この試行的実施においては、参加企業は「自主的な削減目標」を設定し、目標未達成の場合には、「①試行排出量取引スキームから創出されるクレジット」「②国内クレジット」「③京都クレジット」を達成の手段として活用できる。

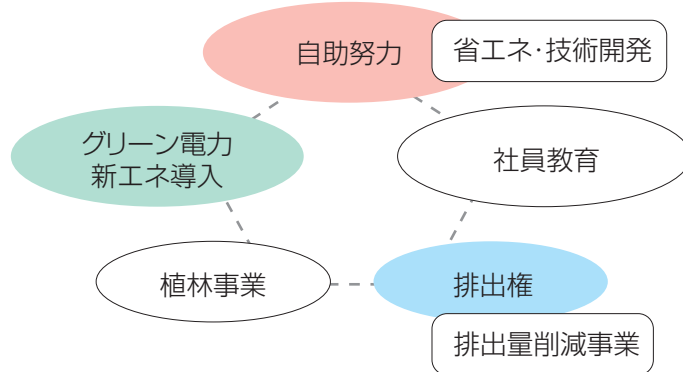
京都議定書目標達成計画と排出権の活用

日本の排出量は、2007年度速報値では京都議定書の目標比+約14.7%の大幅超過であり、排出量削減は喫緊の課題である。政府は、目標必達に向け「京都議定書目標達成計画」を今年3月に改定し、日本経済団体連合会（以下、経団連）等による自主行動計画を推進・強化するため、厳格な評価・検証に加え、京都クレジットの活用を含めた今後の削減対策内容・効果を定量的・具体的に示すよう促している。また、経団連自体も、自主行動計画の達成は「社会的公約」であるとの発表を6月にしている。

かかる中、各企業では、自助努力を前提として、排出権取得を含めたさまざまな排出量削減手法の組合せを、削減量と削減コストを勘案して検討している。省エネ投資・エネルギー転換等、自助努力のみで削減目標を達成できることが最善であるが、目標削減量にどうしても達しない場合や、達するとしても相当なコストが必要と判断される場合に、選択肢のひとつ

として排出権の取得が検討されている。既に、電力・鉄鋼業界等の大規模な排出主体は、以前より排出権の取得を進めてきており、また、幾つかの企業・団体ではCSR活動推進の観点から排出権を取得するなど、取り組みは活発化している。

（企業の排出量削減手段の組合せのイメージ図）



信託機能を活用した排出権の取引

これまで、日本において排出権を取得しようとした場合、「どこで買えばよいか分からない」「小口規模の売り手が少ない」「新たな資産であり管理方法が分かりにくい」等、様々な課題があった。弊社も、昨年3月にカーボン・ニュートラルで1万トンの排出権（京都クレジット）を取得しようとした時に同じ課題を体験したが、それがきっかけで排出権を当社が受託者として管理、小口化してお客様にご提供する取り組みを開始し、お客様からご好評をいただいている。更に、排出権の選択では、「必要量の確実な取得」、「排出権受取と支払いの同時履行性」等も重要と

考えられるが、これらの点から、特に排出権の現物取引や、信託受益権での取得の優位性が高いと思われる。

排出権信託は、自主行動計画の目標達成、オフセット商品・サービスの提供や、CSR戦略推進の取組・“CO₂排出量をベースとした新たな判断基準”への対応等、さまざまな企業で既に活用いただいております。当社は、今後とも、信託の機能を通じて、お客様の環境への想いを実現するお手伝いをしていきたいと考えています。